紹介受診重点医療機関の概要

紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、 以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。
 - ①外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有 無等を報告し、
 - ②「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。
 - ※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 〇「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ■高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 〇紹介•逆紹介の状況
- 〇紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- ○その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進 のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ①医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関に ついては、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹 介率等も参考にしつつ協議を行う。
 - (※)初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
- ②医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっ て、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、 紹介率·逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
 - (※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

医療機関



外来機能報告(重点外来の項目、意向等)

地域の協議の場

⇒公表

都道府県

における協議

紹介受診重点医療機関





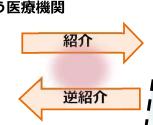


- 患者がまずは地域の「かかりつけ医 機能を担う医療機関しを受診し、必 要に応じて紹介を受けて紹介受診 重点医療機関を受診する。
- 状態が落ち着いたら逆紹介を受けて 地域に戻る受診の流れを明確化。

かかりつけ医機能を担う医療機関







- ・病院の外来患者の待ち時間の短縮
- 勤務医の外来負担の軽減 等の効果を見込む

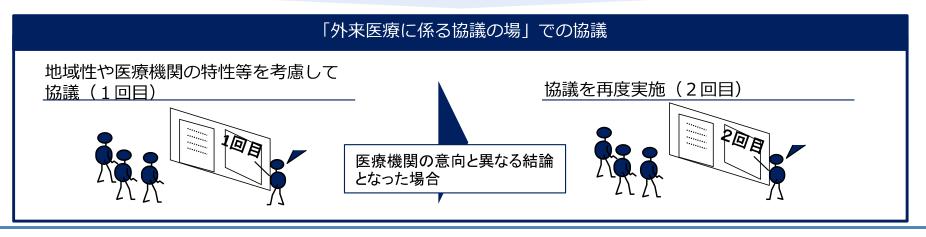
外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

 意向あり
 意向なし

 紹介受診重点医療機関 *「外来医療に係る協議の場」での確認
 2

 満たす。
 満たさない

 本のを基準
 本のとはない



【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

協議フローについて



- *1 紹介受診重点外来の基準:
 - ・初診基準:40%以上(初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)
 - ・再診基準:25%以上(再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合)
- *2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
- *3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

岐阜県における紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

具体的な基準

● 岐阜県においては、<u>医療機関の意向を前提として</u>、以下のとおりとする。

	国の基準	岐阜県における具体的な基準
①「紹介受診重点外来の 基準を <u>満たす</u> ×医療機関 の <u>意向あり</u> 」の場合	特別な事情がない限り、紹介受診重点医療 機関となることを想定	紹介受診重点医療機関<u>と</u>なる ことを確認
②「紹介受診重点外来の 基準を <u>満たす</u> ×医療機関 の <u>意向なし</u> 」の場合	当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認	当該医療機関の意向どおり、 紹介受診重 点医療機関<u>とならない</u>ことを確認
③「紹介受診重点外来の 基準を <u>満たさない</u> ×医療 機関の <u>意向あり</u> 」の場合	紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等(紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上)を活用して協議	紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上の 水準を満たす医療機関については、 紹介 受診重点医療機関<u>となる</u>ことを確認

協議方法

- 具体的な基準への当て嵌め結果(資料1-2)について、当該地域の地域性や当該医療機関の特性を考慮し、各委員から意見、疑義等を聴取する。
- 議論が整わない場合は、当該医療機関において再検討を行い、再協議を行う。